

新発田市人事行政の運営等の状況

新発田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

職種別採用者数（令和 5 年 4 月 1 日採用）	
一般行政職	23名
技術・専門職	16名
技能労務職	0名

職種別退職者数（令和 4 年度）	
一般行政職	25名
技術・専門職	13名
技能労務職	3名

職種別再任用者数（令和 5 年 4 月 1 日現在）	
一般行政職	15名
技術・専門職	13名
技能労務職	8名

※再任用職員は全て短時間勤務です。

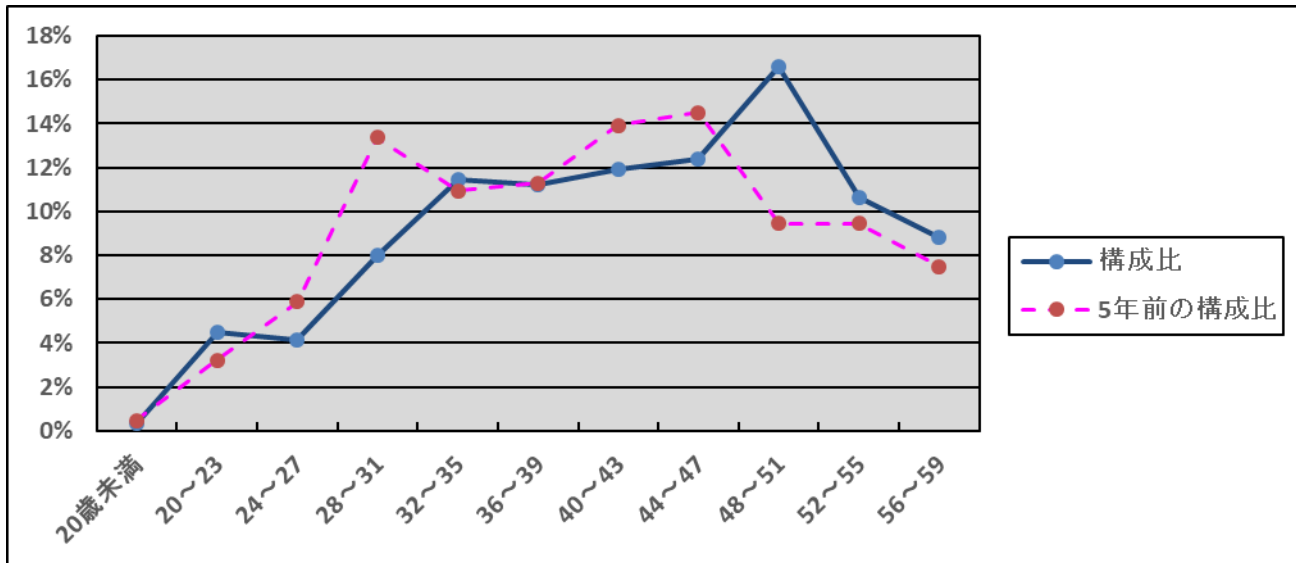
(2) 部門別職員数に関する状況

部 門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 5 年度 (4 月 1 日現在)	令和 4 年度 (4 月 1 日現在)		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7	7	－	
		総 務	1 7 7	1 7 8	△ 1	業務見直しによる減
		税 務	4 8	4 8	－	
		民 生	2 3 6	2 2 8	8	組織・機構の改革に伴う増
		衛 生	5 9	6 1	△ 2	組織・機構の改革に伴う減
		労 働	2	2	－	
		農林水産	3 0	3 0	－	
		商 工	2 1	2 3	△ 2	組織・機構の改革に伴う減
		土 木	6 6	6 6	－	
		計	6 4 6	6 4 3	3	＜参考＞ 人口 1 万人当たり職員数 6 9 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 一人)
	教育部門		1 1 2	1 1 7	△ 5	業務見直しによる減
	小 計		7 5 8	7 6 0	△ 2	＜参考＞ 人口 1 万人当たり職員数 8 1 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 一人)
公営企業等 会計部門	水 道		2 8	2 8	－	
	下 水 道		2 4	2 3	1	業務内容の充実による増
	そ の 他		3 8	3 9	△ 1	業務見直しによる減
	小 計		9 0	9 0	－	
合 計			8 4 8 [9 9 0]	8 5 0 [9 9 0]	△ 2	＜参考＞ 人口 1 万人当たり職員数 9 0 人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、会計年度任用職員または再任用職員（短時間勤務）を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	計
職員数	R5. 4. 1	3人	38人	35人	68人	97人	95人	101人	105人	141人	90人	75人	848人
	H30. 4. 1	4人	28人	51人	116人	95人	98人	121人	126人	82人	82人	65人	868人

(注) 一般職に属する職員数の合計です。

2 職員の人事評価の状況

【人事評価制度の導入状況】

区分	能力発揮評価	業績評価
一般行政職（保育士以外）	導入済み	導入済み
保育士	導入済み	導入済み
教育職（幼稚園教諭）	導入済み	導入済み
技能労務職	導入済み	導入済み

3 職員の給与の状況

この項目については別にまとめましたので、そちらをご覧ください。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要(令和5年4月1日現在)

勤 務 時 間		休 日
1 日 の 勤 務 時 間	休 憩 時 間	
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分	正 午～午後 1 時	・ 日曜日及び土曜日 ・ 国民の祝日 ・ 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
1 週 間 当 た り 3 8 時 間 4 5 分 勤 務		

(注) 一般職の標準的な勤務時間です。

(2) 休暇の取得状況等

ア 年次有給休暇の取得状況（令和4年1月～令和4年12月）

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、20日を超えない範囲の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

平均取得日数
11.5日

イ 介護休暇等の取得状況（令和4年度実績）

介護休暇は、長期にわたって介護が必要な家族を介護するための休暇であり、通算して6月の範囲内で取得することができます（無給）。介護時間は、連続する3年間において、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です（無給）。

介護休暇取得者数	介護時間取得者数
1	0

ウ 特別休暇の導入状況（令和5年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数等
公民権行使	必要と認められる時間
証人等として出頭	必要と認められる時間
産前休暇	産前8週間（多胎妊娠14週間）
妊産婦の健康診査	必要と認められる時間
妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
産後休暇	産後8週間
生理休暇	2日以内
育児時間	1日2回各30分以内
骨髄液提供	必要と認められる時間
ボランティア休暇	年5日以内
結婚休暇	7日以内
出生サポート休暇	5日以内（頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は10日）

休暇の種類	付与日数等
妻の出産	2日以内
育児参加	年5日以内
子（小学校3年生まで）の看護	年5日以内（子が2人以上の場合は10日）
短期介護	年5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日）
忌引休暇	3日～10日
父母の法要	慣習上最小限必要とする期間（1日以内）
夏季休暇	5日以内
災害復旧	7日以内
災害等による通勤困難	必要と認められる期間
災害時の危険回避	必要と認められる期間
市の事務・事業の停止	必要と認められる期間

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況（令和4年度中に新たに育児休業等を取得した職員）

育児休業は、子が3歳に達する日までの期間を限度として勤務しないことができる制度であり、部分休業・育児短時間勤務は、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です（いずれも無給）。

育児休業取得者数		部分休業取得者数		育児短時間勤務取得者数	
男性	女性	男性	女性	男性	女性
6	16	0	4	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和４年度）

分限処分とは、一定の事由により、職員がその職責を十分に果たすことが期待できない場合等に行う処分であり、降任、免職、休職及び降給の４種類があります。

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			２７人		２７人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制の改廃等により廃職等を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
合計			２７人		２７人

(2) 懲戒処分の状況（令和４年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して科する制裁であり、戒告、減給、停職及び免職の４種類があります。

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	１人	１人	１人	１人	４人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
合計	１人	１人	１人	１人	４人

7 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課されています。

8 職員の退職管理の状況

令和４年４月１日から令和５年３月３１日までに退職した職員のうち、課長級以上の職にあった職員で再就職の届出があった者について公表します。

区分	退職者	再就職に係る届出の提出者	再就職区分				
			国・地方公共団体	財団法人・社団法人	その他の非営利法人	営利法人	民間企業
課長級以上の職にあった職員	６人	２人	－	－	１人	－	１人

（注１） 「地方公共団体」は、再任用制度等により新発田市に勤務する場合を含みません。

（注２） 「財団法人・社団法人」は、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人及び公益社団法人をいいます。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（令和4年度）

研 修 内 容	人 数
階層別研修(新規採用職員、一般職員、主任、係長、課長補佐、課長研修など)	1 1 5 人
専門研修（税務、財務、行政法、法制執務、D X 推進研修など）	8 6 人
新規採用職員研修(年2回)	2 8 人
人事評価制度研修	7 8 人
健康管理に関する研修	5 7 人
専門職に関する研修（保育士、保健師、技士研修）	2 9 9 人
実務研修（法制執務、文書事務、会計事務処理研修）	1 2 5 人
人権・同和問題に関する研修	1 6 6 人
情報セキュリティ研修（e-ラーニング）	2, 5 6 4 人
カスタマーハラスメント研修	3 6 人
ハラスメント防止研修	6 3 人
不当要求行為等防止責任者講習会	7 人
交通安全研修	5 8 人
普通救命講習	3 2 人
新発田地域広域事務組合構成市町職員研修	1 0 人
自殺対策職員研修「庁内ゲートキーパー養成研修」	2 0 人
手話言語に関する研修	3 4 人
認知症サポーター養成講座	3 5 人
ステップアップ研修	1 5 6 人
デジタル人材育成研修	1 0 6 人
コンプライアンス研修	7 5 人
提案募集方式セミナー	1 5 人
S D G s 研修	3 8 人
女性のためのキャリアサポート	2 人
民間企業研修	1 人
業務研修、先進地視察研修	5 8 人
合 計	4, 2 6 4 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（令和4年度）

	受診者数	備考
健康診断	1,513人	臨時的雇用職員含む。
	定期健康診断（再掲）792人	
	人間ドック・生活習慣病予防健診等（再掲）721人	

(2) 公務災害及び通勤災害（令和4年度）（令和5年4月1日現在）

区分	件数	主な理由	備考
公務災害	5	骨折、切創など	臨時的雇用職員含む。
通勤災害	0		
労働災害	13	捻挫、打撲、切創など	

(3) 共済組合の給付事業等の概要

市の常勤職員は、新潟県市町村職員共済組合に加入して、短期給付（医療給付等）や長期給付（年金等）等を受けることができます。

ア 短期給付事業

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付（療養の給付、出産費など）
	休業給付	休業した場合に支払われる給付（出産手当金、育児休業手当金など）
	災害給付	災害時に支払われる給付（弔慰金、災害見舞金など）
附加給付		法定給付以外の給付（家族療養費附加金など）

イ 長期給付事業

老齢給付	老齢厚生年金	原則として、組合員期間などが10年以上で、かつ、60歳以上であるとき支給
障害給付	障害厚生年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態となったとき支給
	障害手当金	在職中に初診日のある病気やケガにより、5年以内に軽度の障害の状態となったとき支給
遺族給付	遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したとき支給

(4) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法及び新発田市職員安全衛生規則等に基づき、総括管理者、産業医、衛生管理者等の選任や衛生委員会の設置などを行っています。

(5) 健康管理

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、毎年、定期健康診断を実施しているほか、各種がん検診や業務内容に応じて情報機器検診等を実施しています。さらに、産業医等による健康相談、保健指導も行っています。

メンタルヘルス対策として、「メンタルヘルスの手引き」により、相談・支援体制の充実・強化に取り組んでいます。また、ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するよう努めています。

(6)職員互助会への助成（令和４年度）

職員の福利増進に係る事業を実施するため、「新発田市職員互助会（会員数：８５５人）」に対して助成を行っています。

職員互助会 主な福利厚生事業名	事業内容	令和４年度 対象人数	令和４年度 実績額	令和５年度 予算額
人間ドック助成	３５歳以上の人間ドック受診者に対して、 年１回５，０００円を助成	５０６人	２，５３０千円	２，５６０千円

(7)特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（令和４年度）

当市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立支援を図るため、平成２０年度から平成２２年度までを計画期間とする「新発田市特定事業主行動計画」及び平成２３年度から平成２６年度までを計画期間とする「新発田市特定事業主行動計画（後期計画）」を策定し、各種の取組を行ってきましたが、平成２６年４月の法改正により、同法の有効期限が１０年間延長されたことから、平成２７年度中に、これまでの取組状況の検証を行うとともに、計画の見直し等を行い、新たに平成２８年度から平成３１年度までを計画期間とする「新発田市特定事業主行動計画（第２次前期計画）」を策定し、取組を強化してきました。そして、令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「新発田市特定事業主行動計画（第２次後期計画）」を策定し、「制度の周知・意識改革」「妊娠中及び出産後における配慮」「男性の子育て目的の休暇等の取得促進」「育児休業等を取得しやすい環境の整備等」「時間外勤務の縮減」「休暇の取得の促進」「固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組」など、職員の勤務環境に関する事業主としての取組について、継続して取り組んでいくこととしています。

なお、情報提供に当たっては、「新発田市職員のための子育てハンドブック」を活用し、趣旨・内容がよりわかりやすくなるよう工夫しています。

(8)利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に対する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に対する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局が適切な措置を講じるよう要求する制度であり、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。令和４年度におけるこれらの制度の状況は『９ 公平委員会の業務の状況』のとおりです。

１１ 公平委員会の業務の状況（令和４年度）

(1)勤務条件に対する措置要求制度の状況

０件

(2)不利益処分に対する不服申立て制度の状況

０件

(3)その他

０件